

入札参加者の皆様へ

桑名市契約監理課

入札・契約制度の変更等について

1 緊急経済対策の延長について

地域経済の活性化および雇用の促進を積極的に推進するため、前年度に引き続き、緊急経済対策として、市内優先発注を平成27年3月31日まで1年間延長します。

※予定価格1億5千万円未満の建設工事に限ります。

※競争性が確保できない場合は、地域要件を拡大することがあります。

2 上下水道部発注案件の契約事務担当窓口の変更について

上下水道部発注案件の契約事務担当窓口が企画総務課(桑名市多度町多度1丁目1番地1)に変更になります。事後審査書類や契約書等の提出先は企画総務課となりますのでご注意ください。※契約監理課では取り扱いません

なお、このことに伴い、発注スケジュールを下記のとおり変更します。

【改正前】

契約監理課、上下水道部 共通

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| | | | 公告日 | | | | 質疑期限 | | | | 質疑回答 | | | | 提出期限 | 入札書 | 開札日 | | | | | | 落札決定日 | | | 契約締結日 |

【改正後】

契約監理課発注案件 ※変更なし

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| | | | 公告日 | | | | 質疑期限 | | | | 質疑回答 | | | | 提出期限 | 入札書 | 開札日 | | | | | | 落札決定日 | | | 契約締結日 |

上下水道部発注案件

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| | | 公告日 | | | | | 質疑期限 | | | | 質疑回答 | | | | 提出期限 | 入札書 | 開札日 | | | | | | 落札決定日 | | | 契約締結日 |

※予定価格が5,000万円以上の建設工事については、見積り期間を考慮し、入札書提出期限以降を、原則、1週間繰り下げます。(詳しくは発注案件毎の公告にてご確認下さい。)

3 前払金支払い限度額の廃止について

市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、公共工事等の適正な施工等の確保、受注者の資金の円滑化を図るため、前払金の支払限度額を撤廃します。

| | 改正前 | 改正後 |
|----------------|---|---|
| 前払金対象 請負代金額 | 130万以上 | 130万以上 |
| 前払率 | 4割以内（測量・建設コンサルタント等については3割以内） ※上限 8,000万まで | 4割以内（測量・建設コンサルタント等については3割以内） ※上限 なし |

※前払金の請求には、保証事業者との保証契約を行い、保証証書を市に提出することが必要です。

※債務負担行為等に係る契約については、各会計年度の出来高予定額の10分の4（測量・建設コンサルタント等は10分の3）以内とする等、年度割の制約が発生する場合があります。

※低入札該当案件の場合は当初請負代金の2割以内となります。

※請求単位に変更はありません。

4 地域建設業経営強化融資制度の延長について

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、厳しい経営環境に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達を支援するため、国において「地域建設業経営強化融資制度」が設けられ、今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、地域の社会維持活動に寄与するため、制度が1年間延長されました。

これを受け、本市においても、本制度の運用を**平成27年3月31日まで1年間延長**します。

※本制度の詳細については、桑名市ホームページ>入札・契約情報>その他>「地域建設業経営強化融資制度」をご覧ください。

※ これらの変更等については、平成26年4月1日以降の公告から適用します。